

平成16年5月18日(火)

西伯町・会見町合併協議会

協議会だより 号外 第26号

～ 第26回協議会開催～

平成16年度予算成立後の事務事業調整見直しについて

5月17日、西伯町・会見町合併協議会第26回会議が会見町役場で開催されました。

今回の協議会では、前回に引き続き、事務事業の調整を行った時点以後、平成16年度当初予算成立により現況が変更された事項として、保健委員の取扱いが協議されました。

保健委員は、両町で業務の内容と報償費に大きな相違があるため、平成16年度中は各町の例によることとし、新町において平成17年度から役割・位置づけを一本化することが確認されました。

公の施設の名称・使用できるもの等の調整について

町が設置する公の施設については、設置の目的、場所、名称や使用を許されるもの、使用料などを条例で決めなければなりません。

ともに50年の歴史を持つ両町には、様々な施設がありますが、目的・機能が同一のものも多数あるため、名称も類似したものがあり、現在そのまま引き継ぐと混乱を生じるおそれがあります。このため、全施設の名称を見直し、南部町全体を通じて適当な名称とすることが必要となります。

今回の協議会では、体育施設・隣保館を除く施設について名称案を提案し、原案のとおり決定されました。

また、使用できるもの及び使用料については、両町における同目的施設については、同様の取り扱いとすることを原則とし、国などの補助制度を利用して設置した施設については、その条件等を勘案の上調整を行い作成した原案のとおり決定されました。

なお、現在両町立の施設として設置されている集会所については、地元集落へ管理委託され、その費用も地元集落が負担しており、あたかも地元集落の施設として運用されている実態があること、昨年地方自治法が改正され、従来の管理委託制度(町の主体的な判断のみで委託先を決定できる制度)が指定管理者制度(原則公募により委託先を決定する制度)に変更され、その経過措置が平成18年9月1日までであることから、地元集落への委譲を含めてそのあり方を新町で検討する必要があることが併せて確認されました。

(裏面へ続く)

まちづくり委員会第2ステージの小委員会活動開始！

新町のまちづくりへの住民参画のあり方などを検討し、合併協議会へ提言をいただく「まちづくり委員会第2ステージ」の第2回会議が、4月28日、会見町総合福祉センターで開催されました。

今回は、まず全体会で小委員会への所属を決定し、その後小委員会に分かれて意見交換が行われました。各小委員会は、次のとおりの協議事項ごとに分かれて意見交換をすることとされており、今後の開催日程は各小委員会でそれぞれ決定されます。

第1小委員会・・・南部町発足までに行う事項等

第2小委員会・・・新町発足後継続的に住民参画を得て決定する事項等

第3小委員会・・・住民が主体となって行う一体感醸成事業等

財政計画の策定に関する質問書の取り扱いについて

4月26日、「まちの未来を語る会」から、財政計画の策定に関する質問書が提出されました。

その内容は、歳入・歳出の積算根拠の詳細などの説明を求めるもので、住民説明会の中での限られた時間では十分に言葉を尽くせなかったこともあり、可能な限り詳細にお答えするため、単に文書を送付するだけでなく、会の代表の方に直接お会いして説明することとされました。

なお、新町の財政計画については、現在いわゆる「三位一体改革」が具体的な検討に入るなど、地方財政制度は過渡期にあり、今後も恒常的な見直しが必要であるとの認識は従来と何ら変わらないことから「南部町まちづくり計画」に明記された「毎年適正な時期に見直しを行うこと」については新生南部町にとって必要な事項であり、新町において計画の見直しが実施され、その結果も適切な方法で公表されるものと考えております。

次回の協議会は6月16日（水）西伯町役場で、午後1時30分から開催します。傍聴においでください。

発行 西伯町・会見町合併協議会

編集 西伯町・会見町合併協議会事務局（合併推進室）

所在地：会見町天萬558番地

電話 48-3375 FAX 48-3376

H P <http://www.saihaku.net/aimi/>

E - mail otayori@sanmedia.or.jp